

電源開発株式会社「南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価書」に  
係る確定通知について

令和2年6月17日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

当省は、電源開発株式会社「南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、同社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた同社は、同条第2項の規定に基づき、愛媛県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続）

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年 3月 4日
環境大臣意見受理	平成26年 4月18日
経済産業大臣意見発出	平成26年 5月30日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年 8月11日
意見の概要等受理	平成27年10月19日
愛媛県知事意見受理	平成27年12月 8日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 1月12日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年 4月19日
意見の概要等受理	平成30年 8月10日
愛媛県知事意見受理	平成30年10月 9日
環境大臣意見受理	平成30年10月18日
経済産業大臣勧告発出	平成30年12月27日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和2年 5月26日
環境影響評価書確定通知	令和2年 6月17日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、須之内、松崎

電話03-3501-1742（直通）